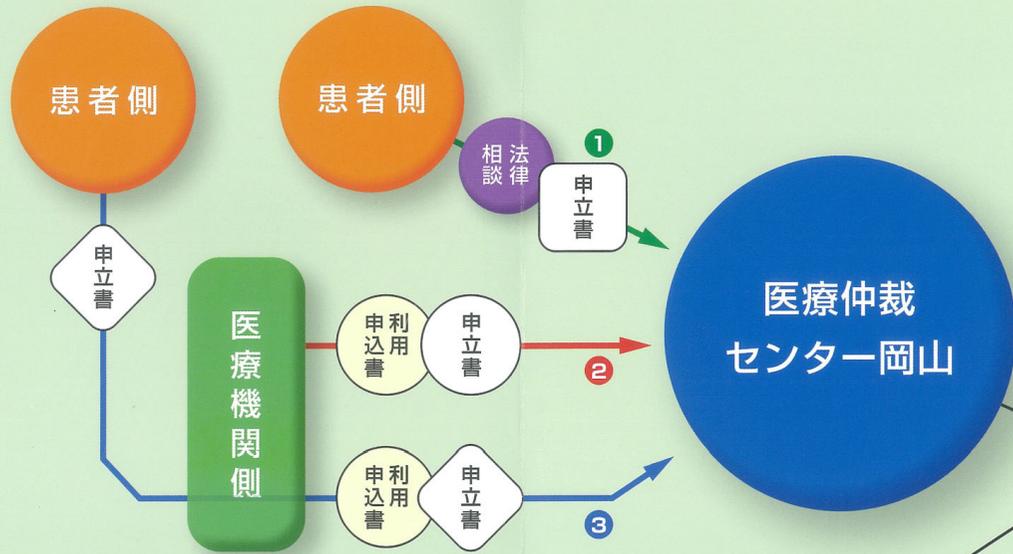


和解のあっせん・仲裁の 手続の流れ



■ 申立方法

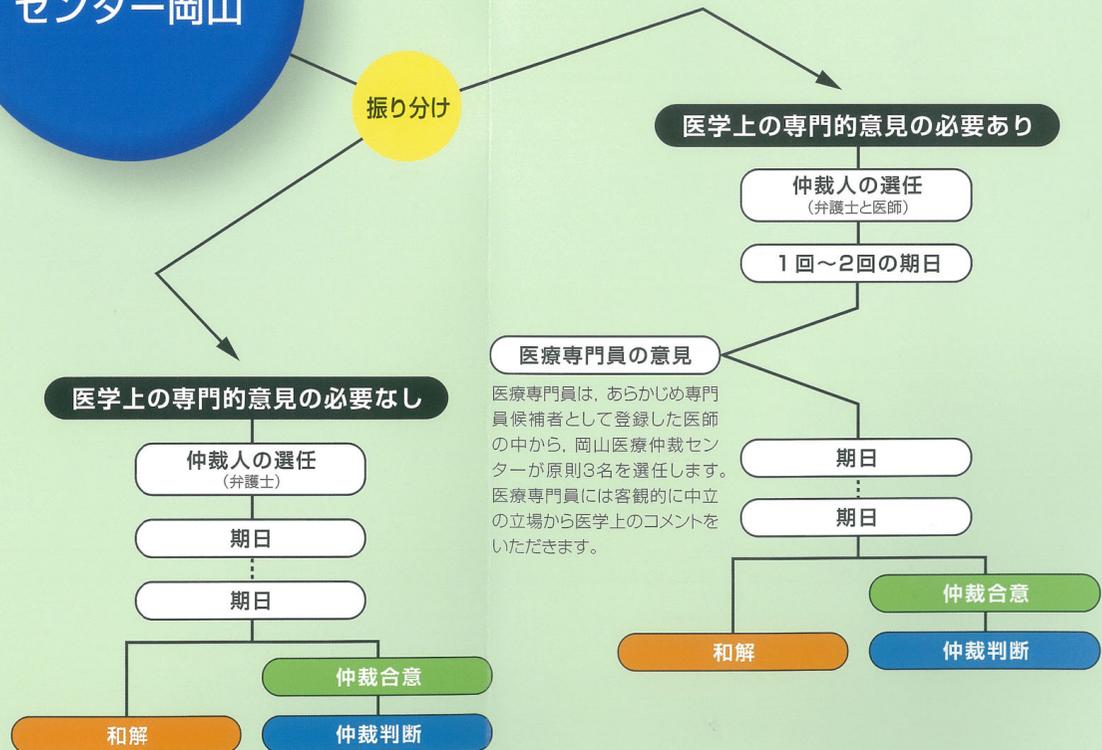
①患者側（患者のご遺族を含みます。）が医療仲裁センター岡山に直接申し立てる方法、②医療機関側が単独で申し立てる方法のほかに、③患者側が医療機関側を通じて申し立てる方法があります。詳しくは、岡山弁護士会のホームページ（<http://www.okaben.or.jp>）をご覧ください。

● **申立手数料 11,000円（税込）**
申立の際にお支払いいただけます。なお、申立方法①の患者側が直接申し立てる場合には、患者側に負担していただけますが、申立方法②、③の場合には、医療機関側に負担していただくこととなります。

● **期日手数料 双方で22,000円（税込）**
期日1回ごとにお支払いいただけます。なお、申立方法①の患者側が直接申し立てる場合には、医療機関側と患者側にそれぞれ11,000円ずつ負担していただけますが、申立方法②、③の場合には、医療機関側に負担していただくこととなります。

Mediation

医療機関側と患者側との間でトラブルが生じた場合、中立の立場の弁護士（仲裁人）が間に入り、双方の話し合い（対話促進）による解決を目指して、和解あっせんを行います。事案によっては、中立の立場の医師も弁護士と共に仲裁人として和解あっせんに加わります。また、医学上の専門的知見が必要な場合、複数の専門医（医療専門員）から意見を述べてもらうこともあります。なお、双方の当事者が仲裁人に解決のための結論を委ねた場合、仲裁人が仲裁判断をすることもあります。



医療専門員の意見
医療専門員は、あらかじめ専門員候補者として登録した医師の中から、岡山医療仲裁センターが原則3名を選任します。医療専門員には客観的に中立の立場から医学上のコメントをいただけます。